1 調査の名称

年金制度基礎調查(障害年金受給者実態調查)

# 2 調査の目的

本調査は、国民年金及び厚生年金保険の障害年金受給者について、日常生活、就業状況、世帯の状況 等の実態を総合的に把握し、年金が受給者の生活の中でどのような役割を果たしているかをとらえ、年 金制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

日本年金機構が支給する障害年金の受給者

- 4 報告を求める個人又は法人その他の団体
- (1)数

約22,800人(母集団(平成30年3月末現在): 障害厚生年金受給者約42万人、障害基礎年金のみの受給者約163万人)

<内訳>

- ①男性で1級の障害厚生年金の受給者 約2,300人
- ②女性で1級の障害厚生年金の受給者約2,100人
- ③男性で2級の障害厚生年金の受給者約2,300人
- ④女性で2級の障害厚生年金の受給者 約2,300人
- ⑤男性で3級の障害厚生年金の受給者 約2,300人
- ⑥女性で3級の障害厚生年金の受給者 約2,300人
- ⑦男性で1級の障害基礎年金のみの受給者

約2,300人

- ⑧女性で1級の障害基礎年金のみの受給者 約2,300人
- ⑨男性で2級の障害基礎年金のみの受給者 約2,300人
- ⑩女性で2級の障害基礎年金のみの受給者 約2,300人
  - (注) 昭和60年改正以前(旧法)の受給者を含む。
- (2) 選定の方法(□全数 ■無作為抽出 □有意抽出)

日本年金機構が有する受給者名簿から、層化無作為抽出により抽出する。なお、層は、性別、年金制度別、障害等級別に定める。

- 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
- (1) 報告を求める事項

(本人の状況)

- ① 障害者手帳の有無
- ② 年金生活者支援給付金の申請状況
- ③日常生活の介助の状況
- ④介護認定の状況
- ⑤日常生活の形態
- ⑥治療・療養・介助の費用
- ⑦就業状況
- ⑧本人の収入の状況

#### (世帯の状況)

- ①世帯人員
- ②世帯人員・子の状況
- ③世帯の生活費
- ④生活保護の状況
- ⑤主な収入の種類
- ⑥世帯の就業状況
- ⑦世帯の収入の状況
- (2) 基準となる期日又は期間

調査実施年の12月1日現在

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1)調査組織

厚生労働省 一 報告者

(2) 調査方法(□調査員調査 ■郵送調査 □オンライン調査 □その他( )) 厚生労働省から報告者に調査票を直接郵送し、報告者が記入済調査票を厚生労働省に直接返送する。

#### 7 報告を求める期間

#### (1)調査の周期

不定期(年金制度基礎調査は、基本的に、毎年実施するが、国民年金法(昭和34年法律第141号)及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づき、少なくとも5年ごとに作成する財政検証の作業を行う年度においては、実施しない。また、年金制度基礎調査のうち、老齢年金受給者実態調査、障害年金受給者実態調査、遺族年金受給者実態調査のいずれを行うかについては、その都度定める。)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の配布開始:令和元年12月中旬

調査票の提出期限:令和2年1月14日

8 集計事項

別添「結果表一覧」のとおり集計する。

- 9 調査結果の公表の方法及び期日
- (1) 公表の方法

概要を厚生労働省ホームページに、結果表をe-Statに掲載する。

(2) 公表の期日

調査実施年翌年の12月までに公表する。

10 使用する統計基準

日本標準産業分類等の統計基準に合致する調査項目がないため、統計基準は使用しない。

- 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者
  - (1)調査票情報の保存期間
    - a) 記入済調査票:1年
    - b) 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体:常用

- c) 当該統計調査の業務の一環として調査票情報を転記することにより作成する書類:1年
- (2) 保存責任者

厚生労働省年金局数理課長

# 障害年金受給者実態調査統計表一覧(案)

- 第1表 性別・制度別・障害等級別・年齢階級別・年金月額階級別 受給者数/受給者割合
- 第2表 性別・障害等級別・年齢階級別・配偶者加給金対象者の有無別 受給者数/受給者割合
- 第3表 性別・制度別・障害等級別・年齢階級別・子の加給金対象者数別 受給者数/受給者割合
- 第4表 制度別・障害等級別・傷病名別 受給者数/受給者割合
- 第5表 制度別・障害等級別・身体障害者手帳の状況別 受給者数/受給者割合
- 第6表 制度別・障害等級別・精神障害者保健福祉手帳の状況別 受給者数/受給者割合
- 第7表 制度別・障害等級別・療育手帳の状況別 受給者数/受給者割合
- 第8表 制度別・障害等級別・年齢階級別・日常生活の介助の状況別 受給者数/受給者割合
- 第9表 制度別・障害等級別・傷病名別・日常生活の介助の状況別 受給者数/受給者割合
- 第10表 制度別・障害等級別・年齢階級別・介護認定の状況別 受給者数/受給者割合
- 第11表 制度別・障害等級別・年金月額階級別・介護認定の状況別 受給者数/受給者割合
- 第12表 制度別・障害等級別・介護認定の状況別・治療等の費用階級別 受給者数/受給者割合
- 第13表 制度別・障害等級別・日常生活の形態別・治療等の費用階級別 受給者数/受給者割合
- 第14表 性別・制度別・障害等級別・主な介助者別・治療等の費用階級別 受給者数/受給者割合
- 第15表 性別・制度別・障害等級別・年齢階級別・仕事の状況別 受給者数/受給者割合
- 第16表 性別・制度別・障害等級別・傷病名別・仕事の状況別 受給者数/受給者割合
- 第17表 性別・制度別・障害等級別・年齢階級別・本人労働収入額階級別 受給者数/受給者割合
- 第18表 性別・制度別・障害等級別・年金月額階級別・本人労働収入額階級別 受給者数/受給者割合
- 第19表 性別・制度別・障害等級別・就業時間別・仕事の内容別 受給者数/受給者割合
- 第20表 制度別・障害等級別・年齢階級別・世帯人員別 受給者数/受給者割合
- 第21表 制度別・障害等級別・有業人員別・世帯人員別 受給者数/受給者割合

- 第22表 制度別・障害等級別・世帯収入額階級別・世帯人員別 受給者数/受給者割合
- 第23表 制度別・障害等級別・世帯の生活費階級別・世帯人員別 受給者数/受給者割合
- 第24表 制度別・障害等級別・世帯の主な収入の種類別・世帯の種類別 受給者数/受給者割合
- 第25表 制度別・障害等級別・18歳未満の子の数別・年齢階級別・世帯の種類別 受給者数/受給者割合
- 第26表 障害等級別・配偶者加給金対象者の有無別・年齢階級別・世帯の種類別 受給者数/受給者割合
- 第27表 <u>制度別・障害等級別・年齢階級別</u>・18歳未満の子の数別・<u>子の加給金対象者数別</u> 受給者数/受給者
- 第28表 <u>制度別・障害等級別</u>・生活保護の状況別・世帯の生活費階級別・世帯収入額階級別 受給者数/受給す割合
- 第29表 制度別・障害等級別・年金月額階級別・世帯収入額階級別 受給者数/受給者割合
- 第30表 <u>制度別・障害等級別</u>・生活保護の状況別・<u>年金月額階級別</u>・世帯の生活費階級別 受給者数/受給者制合
- 第31表 制度別・障害等級別・日常生活の形態別・世帯人員別 受給者数/受給者割合
- 第32表 制度別・障害等級別・日常生活の形態別・世帯の種類別 受給者数/受給者割合
- 第33表 制度別・障害等級別・年齢階級別・年金生活者支援給付金の認定の状況別 受給者数/受給者割合
- 第34表 <u>性別・制度別・障害等級別・年齢階級別・年金生活者支援給付金を含めた年金月額階級別</u> 受給者数/ 受給者割合
- ※下線部について、日本年金機構が保有する業務上のデータを使用している。

#### 障害年金受給者実態調査の標本設計について

# 標本設計の考え方

本調査においては、日本年金機構が支給する障害年金の受給者(以下「障害年金受給者」という。) を母集団として、無作為抽出する。詳細は以下のとおり。

### 1. 母集団

日本年金機構で保有する障害年金受給者に関する名簿を母集団とする。

#### 2. 層化基準

令和元年8月支払いを受ける障害年金受給者を、10区分に層化する。

区分は、障害年金の等級(1,2,3級)の別

年金制度(国民年金,厚生年金)の別

性別 (男性,女性)

の別の計 12 区分から、国民年金には3級が制度上存在しないことから男女の2区分を減じた10区分。

# 3. 抽出方法

障害年金受給者を抽出単位として層化無作為抽出する。具体的には、「2. 層化基準」の 10 区分の層ごとに、受給者を年金種別・年齢別等の順に並べたのち系統抽出する。

#### 4. 目標制度・標本数

障害者の所得については、稼得能力が大きく影響してくることから、本調査では就業の有無を重要視することとし、「就業の有無」の精度を確保する標本設計を行うこととしている。「2. 層化基準」の 10 区分の層ごと(注1)に、障害年金受給者のうち「仕事をしている」割合(注2)について、標準誤差率が 4 % となるように標本数を設定する。

#### ①母集団 N= (注3)

	男性		女性	
	厚生年金	国民年金	厚生年金	国民年金
1級	約5万人	約35万人	約2万人	約30万人
2級	約15万人	約53万人	約7万人	約45万人
3級	約9万人	_	約5万人	_

母比率 p=0.276 (注2)、目標誤差率  $\alpha=4.0\%$ 

# ②対象数 n=

	男性		女性	
	厚生年金	国民年金	厚生年金	国民年金
1級	1,590	1,632	1,496	1,631
2級	1,621	1,634	1,602	1,634
3級	1,610	_	1,585	_

# ③回収率考慮対象数 n/r=

	男性		女性	
	厚生年金	国民年金	厚生年金	国民年金
1級	2,271	2,331	2,138	2,329
2級	2,316	2,335	2,288	2,334
3級	2,301	_	2,264	_

回収率 r=70% (注4)

# ④最終誤差率 α'=

	男性		女性	
	厚生年金	国民年金	厚生年金	国民年金
1級	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%
2級	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%
3級	4.0%	_	4.0%	_

- 注1 公表する統計表の多くは層化区分に用いた10区分別に公表することから、当該層ごとに目標精度を確保するもの。
- 注2 障害年金受給者のうち「仕事をしている」割合である母比率は、前回調査である平成 26 年調査の結果から、27.6%を用いた。
- 注3 母集団の大きさは、平成29年度末受給者数である(平成29年度事業年報を基に作成)。
- 注 4 標本数の設計に用いた回収率は、前回(平成 26 年調査)の実績値 72.9%と前々回(平成 21 年調査)の実績値 66.2%の平均値 69.6%を参考に、70%と設定した。

#### (参考)

母集団において、ある属性を持っている個体の比率 p を推定する場合、その標準誤差率  $\alpha$  は以下のように表すことができる。

$$\alpha = \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \cdot \frac{1-p}{np}}$$

ここで、N:母集団の大きさ、n:標本数

# 復元推計の方法

# (1) 推計乗率の設定

性別制度区分別及び年齢階級別に推計乗率を設定する。具体的には、性別 i 、制度区分 j 、年齢階級 k における推計乗率  $\alpha_{ijk}$  は以下の式による。

$$\alpha_{ijk} = N_{ijk}/n_{ijk}$$

ただし、 $N_{ijk}$ : 性別 i 、制度区分 j 、年齢階級 k における母集団人数  $n_{ijk}$ : 性別 i 、制度区分 j 、年齢階級 k における有効回答数

# (2) 推計方法

# ① 人数及び割合の推計

集計区分(集計表によって異なる。(例:制度別、年齢階級別、男女別等)) において、ある属性を持つ者の人数 X は以下の式による。

$$X = \sum_{i,jk} \alpha_{ijk} \sum_{l} X_{ijkl}$$

ただし、 $X_{ijkl}$ :性別 i 、制度区分 j 、年齢階級 k における回答者  $\ell$  がある属性を持っているかどうかを表す値(ある属性(例:就業あり)を持っているならば 1 、持っていなければ 0 )

集計区分においてある属性を持つ者の割合 R は、集計区分の人数 Y を用いて以下のとおり算出される。

$$R = X/Y$$

$$Y = \sum_{i,jk} \alpha_{ijk} \sum_{l} Y_{ijkl}$$

ただし、 $Y_{ijkl}$ :性別 i 、制度区分 j 、年齢階級 k における回答者  $\ell$  を表す値(= 1)

# ② 年金の平均額の推計

① において、 $X_{iikl}$ を以下のとおり置き換える。

 $X_{ijkl}$ : 性別 i 、制度区分 j 、年齢階級 k における回答者  $\ell$  の年金額

集計区分における年金の平均額 A は、①と同様、以下のとおり算出される。

$$A = X/Y$$

ただし、ここで X は集計区分における年金の総額となっている。